## 議員提出議案第 2 号

## 市長の専決処分事項の指定について

次のとおり市長の専決処分事項を指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)2月19日提出

提出者 鍜治谷 生 国 瀬 村 池 市 中 優 田 広 野 小 岡 田 田 栄 優 子 郎 子

### 〈提案理由〉

地方自治法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

#### 令和 年 月 日議決

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 1件の金額が100,000円以下の権利の放棄に関すること。
- (2) 訴訟物の価額が500,000円以下の訴えの提起に関すること。
- (3) 目的物の価額が500,000円(次号に係るものにあっては、同号に定める額)以下の和解及び調停に関すること。
- (4) 法律上市の義務に属する1件の金額(保険金等により補てんされ、市が直接 に負担しない金額がある場合は、その金額を除く金額)が交通事故に係るもの にあっては2,000,000円以下、その他のものにあっては1,000,000円以下の損害 賠償の額の決定に関すること。
- (5) 法第243条の2の8第8項に規定する職員の賠償責任の1件の額が500,000円 以下のものの免除に関すること。

附則

- 1 この指定は、令和6年4月1日からその効力を発する。
- 2 市長の専決処分事項の指定について(令和2年3月27日議決)は、令和6年3 月31日限り、その効力を失う。

# 議員提出議案第2号参考資料 市長の専決処分事項の指定について

## 主要な改正部分の新旧対照表

新(改正後)	旧(現 行)
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第
180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分すること	180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分すること
ができる事項を次のとおり指定する。	ができる事項を次のとおり指定する。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 法 <u>第243条の2の8第8項</u> に規定する職員の賠償責任の	(5) 法 <u>第243条の2の2第8項</u> に規定する職員の賠償責任の
1件の額が500,000円以下のものの免除に関すること。	1件の額が500,000円以下のものの免除に関すること。